

AMS(給油)カード/ORIX ETCカード よくあるお問合せ

※AMSカード請求書(給油/洗車/三井のリパークの駐車場)はインボイス制度に対応しています。

質問	回答
オート・マネージメント・サービス㈱は適格請求書発行事業者の登録はしていますか？	はい、登録済みです。登録番号は「T5010401037791」になります。
国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに記載の住所が従来の請求書に記載の住所と違うのはなぜですか？	国税庁適格請求書発行事業者公表サイトに記載の住所はオート・マネージメント・サービス㈱本店所在地ですが、従来の請求書には事業運営上の本社所在地を記載していたためです。 今後発行の請求書には両方の住所を併記致します。 【表記例】 東京都港区芝3丁目22番8号 〒105-8589 (書類送付先住所：東京都港区浜松町2丁目4番1号 〒105-5135)
AMSカード	
『AMSカード請求書』はインボイスとなりますか？	はい、弊社の請求書鑑と請求明細書(紙)または指定アドレスへ配信の請求明細データがインボイスとなります。 ※適格請求書発行事業者以外の者との取引を除きます。 ※車両管理システムe-ERGでダウンロード可能なデータはインボイスとはなりません。 ※システム改修の都合上、当面の間、三井のリパークで駐車場利用があった場合、毎月発行される請求書とは別に販売区分を変更(立替⇒販売委託)した訂正請求書を発行の上送付いたします。 訂正請求書の発送は通常送付される請求書から3営業日後の発送となります。 訂正前、訂正後のいずれも保管いただきますようお願いいたします。なおシステム改修は2024年5月頃完了予定です。 システム改修完了後は毎月発行する通常請求書で正しい販売区分が表記されるようになります。
『AMSカード請求書』『ORIX ETCカード請求書』はいつからインボイス対応したものに変わりますか？	インボイス制度上 インボイスが必要になるのは2023年10月1日以降のご利用分のため、2023年11月発行分の請求書(2023年10月ご利用分)から変更になります。 ※オート・マネージメント・サービス㈱が発行する請求書でインボイスになるのは、販売区分が直接販売または販売委託の取引です。販売区分が立替となる取引は、適格請求書発行事業者以外の者との取引となり、インボイス発行できません。
『AMSカード請求書』を見ると税計算が1回ではないようですがなぜですか？	3つの販売区分(直接販売・販売委託・立替)のお取引を一つの請求書として発行しているからです。 インボイス制度では販売区分ごとに消費税を計算する必要があります。 なお、立替については適格請求書発行事業者以外の者との取引分となりインボイス発行できないため、消費税の記載はしていません。
ETCカード	
『ORIX ETCカード請求書』はインボイスとなりますか？	請求内容によります。 カード発行費および年会費の請求についてはインボイスになりますが、有料道路走行料金の請求についてはインボイスにはなりません。 「有料道路走行料金」に関しましては道路会社が共同運営しておりますETC利用照会サービスからダウンロードする【利用証明書】が適格簡易請求書となります。尚、有料道路走行料金の仕入税額控除につきましては、ETC利用照会サービスHPで重要なお知らせとして、『ETCクレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボイス対応について』(https://www.etc-meisai.jp/news/230915.html)が寄せられていますのでこちらをご参考いただけますようお願い致します。 ETC利用照会サービス上での不明点・エラーなどのお問い合わせはETC利用照会サービスQ&Aをご確認いただく、あるいはETC利用照会サービス事務局にお問い合わせください。(ETC利用照会サービスはオート・マネージメント・サービス㈱が提供するサービスではございません。)
『ORIX ETCカード請求書』に道路会社名は記載されますか？	いいえ、記載されません。但し、通行された道路名は記載されます。